

学術情報の商業的利用

名和 小太郎

The Impact of Commercialization on Scholarly Communication

Kotaro Nawa

Understanding for 'authorship' in scholarly communication is inconsistent with that for 'authors' right' in copyright law. The inconsistency has become actual under the commercialization of scholarly publishing.

1 「著者すなわち読者」の分裂

学術論文はクラブ財である（宮沢[1988]）。それは「著者すなわち読者」（author as well as audience）という構造のなかで作成されたものである（Kahin[1996]）。この関係を規律するための自律的な集団が専門分野ごとに組織された学会ということになる。

「著者すなわち読者」を規律する学会は著者と読者とをレシプロカルな関係に置いた。学会という場で、研究者は論文を共有してきた。その前提として論文の自由な流通システムを維持してきた。このようにして、学会は論文の共有と自由流通とを一つの慣行として確立してきた。

著作権の視点からすれば、著者の立場は権利の確保にあり、読者の立場は権利の制限の保証ということとなる。したがって、「著者すなわち読者」は著作権についてあいまいな立場をとってきた。

20世紀の80年代から、この慣行がしだいに崩れてきた。それは学術情報の市場化のためである。市場化は「著者すなわち読者」の構造を分裂させた。これは、いくつかの要因が重なって生じた。

(1) まず、学会の外側に「新しい読者」が生じた。「新しい読者」とは、たとえば企業内研究者であり、かれらはアカデミーの成果物を自らの研究の入力として利用し、これによって自らの成果物を産出するようになった。ただし、「新しい読者」の成果物は企業内に著作権として保有され、あるいは営業秘密として秘匿されるようになった。ここでは「著者すなわち読者」の関係は失われた（経済団体連合会[1998]）。

(2) 「新しい読者」の出現は学会のメンバーを増大させた。伝統的な学会は 'do it yourself' で運営されており、「新しい読者」を含めて増大するメンバーにサービスを与える余裕をもたなかった。したがって、学会はこのようなサービスを提供する機能をアウトソーシングするようになった。このために商業的な学術出版者が出現した。商業的な学術出版者は「新しい著者」として、その機能を代行するようになった。商業的な学術出版者は著作権を囲い込むことによって、自らの利益を確保するようになった（IPCC[1994]）。ここでも「著者すなわち読者」の関係は失われた。

(2)'学会がその機能をアウトソーシングしない場合には、自らが成長して規模の経済を求めた。この場合、巨大化した学会は自らが商業的な学術出版者の役割を演じることとなった（ACM[1995]）。

(3) 「新しい読者」（以下「営利的読者」）と「新しい著者」（以下「商業的出版社

」)の出現は「著者すなわち読者」(以下「研究者」)の構造を分裂させた。

(3)' 営利的読者は、一方では入力としての成果物に対して知的所有権の制限を求め、他方では出力としての成果物に対して知的所有権の確保を求めるようになった。

(4) 商業的出版社は(巨大化した学会も)、営利的読者(上記(3)')に対して自らの成果物に対する知的所有権を強く主張するようになった(名和[1995])。

(4)' 商業的出版社は研究者を知的所有権で囲い込むことはできなかった(LaPorte[1997])。したがって、研究者を代行する「図書館」を知的所有権で囲い込もうとしている(Case[1998])。

(5) 図書館は、本来、情報の共有、自由流通を実現するための社会装置である。この意味で、著作権制度には制限条項がある(名和[1997])。

(5)' 図書館の電子化は図書館に対する在来の著作権制限条項を形骸化させた(AALL[1995])。商業的出版社は、この形骸化した秩序を迂回して、契約で新しい囲い込みを作りつつある。

(5)'' 図書館は市場原理の外にあり、したがって、図書館は電子環境における新しい権利制限を求めはじめた(Freeman[1997])。

(5)''' 学術出版の顧客は少ない。しかも、その顧客は非営利的な図書館である。したがって、学術出版の分野においては、非競争的な秩序が出現しやすい(Case[1998])。これが学術雑誌の高騰をもたらしている。

(6) 研究者は本来の慣行を守るために自ら出版活動を始めた。電子技術の進歩がこれを可能にしている。インターネット上のオンライン・ジャーナルがその例である(Ginsparg[1994])。

2 学術研究からの視点

2.1 オーサシップ

学術研究分野においては、著作権に相当する概念として「オーサシップ」がある。International Committee of Medical Journal Editorsの「生物医学雑誌投稿に関する統一規定」はオーサシップを次の3条件を満たすものとして定義している(ICMJE[1991])。

- (1) 研究の着想やデザイン、またはデータの分析と解釈
- (2) 論文の執筆、あるいは原稿内容への重要な知的改訂と修正
- (3) 出版原稿への最終的な同意

なお、長期にわたり 'New England Journal of Medicine' の編集長であったA. Relmanは、ここに

(4) 実験の実施者
を加えている(Culliton[1988])。

これらの条件を著作権法の示す定義と比較してみると、(1)、(3) および(4) は著作権の定義に入らない。なぜならば、著作権制度は保護の対象となる「著作物」を「表現」と理解しているからである。この理解にしたがえば、「着想」や「デザイン」はアイデアであって表現ではなく、「データ」自体は事実であって表現ではない。さらに、「実験」は表現の事前行為であって表現ではない。

なお(2) の条件についても、「論文の執筆者」は著作者の定義とは重なるものの、原稿

内容の知的改訂や修正がすべて著作物として定義されるわけではない。なぜならば公有領域にある古典の訓詁や注釈については、テキスト上の表現としては1文字、1フレーズの改訂ということもありうるが、これを著作権法は著作物とは認識しないからである。

つまり、学術情報のオーサシップには人格的な要素は含まれるが経済的な要素は含まれない。

2.2 公正使用

学術情報の特性がクラブ財的であるとすれば、それは複製の自由が認められる公共的な情報と知的所有権の保護を受ける私有財産としての情報との中間に位置することになる。このような情報の流通について、著作権制度は「公正使用」という中間領域を設け、著作者の権利を制限している。

公正使用とは米国法にある概念であり、「批評、解説、ニュース報道、授業、研究、調査等を目的とする著作権のある著作物の公正使用は、著作権侵害とならない」（107条）と規定されている。いっぽう、日本法には公正使用という概念はないが、私的使用のための複製、図書館における複製など、類似の権利制限規定はある。

W. J. Gordonは、公正使用を市場の失敗と関係づけた論文を発表している（Gordon[1982]）。彼女は非市場的な流通プロセスとして公正使用の許される場合をつぎのように示している。

- (1) 情報の取引コストが大きい場合、公正使用を正当化できる。
- (2) 情報の価値に外部性がある場合、情報の受け手はコストの全部を負担する必要はない。つまり、公正使用を正当化できる。
- (3) 著作者に情報の流通について抑止的な動機がある場合、たとえば著作者が批評を恐れてパロディ化を阻止する場合、その公正使用は正当化できる。
- (4) 情報の公開に大きい公共的な利益がある場合、その公正使用は正当化される。
- (5) 情報の公開が著作者に損害を与えない場合、その公正使用は正当化される。

学術情報は本来贈与交換つまり非市場的な交換によって流通してきた。ここにGordonの条件を適用すると、つぎのような理解を得ることができるだろう。

- (1) 取引コストの基準に対しては、公正使用を認めることはできない。なぜならば、学術情報はクラブ財として閉鎖的な集団のなかで継続的に交換されるものであり、大きい取引コストを生じるものではないからである。
- (2) 外部性の基準に対しては、公正使用を認めることができる。なぜならば、学術情報は外部性をもつからである。
- (3) 抑止的動機の基準に対しては、公正使用と不要である。なぜならば、学術情報にはそもそもこのような動機はありえないためである。ただし、これは公正使用を否認するものではない。
- (4) 公益の基準に対しては、公正使用を認めることができる。なぜならば、学術情報は公共的な利益を主張できるからである。
- (5) 著作者損害の基準に対しては、公正使用を認めることができる。なぜならば、学術情報の公開は著作者に利益を与えるからである。

このように見ると、学術情報において公正使用をよしとする理由は十分にある。

参考文献

- ・経済団体連合会[1998]『戦略的な産業技術政策の確立に向けて』
- ・名和小太郎[1995]「学術出版社の集団訴訟」,『雲を盗む—法廷に立たされた現代技術』,朝日新聞社, p233-242
- ・名和小太郎[1997a]「電子図書館:著作権をめぐる二つの選択—公共性の維持か、市場への参入か」, 大学図書館研究, n52, p20-24
- ・宮沢健一[1988]「情報・不確実性と知的所有権制度」,『制度と情報の経済学』,有斐閣, p119-141
- ・ACM[1995] 'ACM Interim Copyright Policy (Ver.2)'
- ・Case, Mary M. [1999] (時実象一訳)「ARL はSPARC プロジェクトを通して学術出版における競争を促進する」, 情報の科学と技術, v49, n4, p195-199
- ・Culliton, Barbara J. [1988] 'Authorship, Data Ownership Examined', Science, v242, p658,
- ・Freeman, Lisa [1996] 'The University Press in the Electronic Future. Robin P. Peek and Gregory B. Newby (ed) [1996] 'Scholarly Publishing - The Electronic Frontier', MIT Press, p147-163
- ・Ginsparg, Paul [1994] 'First Steps towards Electronic Research Communication', Computer in Physics, v8, n4, p390-396
- ・Gordon, Wendy J. [1982] 'Fair Use as Market Failure : A Structural and Economic Analysis of the Betamax Case and its Predecessors', Columbia Law Review, v82, p1600-1658
- ・ICMJE[1991] (茂木富美子他訳)「生物医学雑誌投稿に関する一般規定」, あいみっく, v12, n3, p16-25,
- ・IPCC[1994] 'The Publisher in the Electronic World'
- ・Kahin, Brian [1996] 'Scholarly Communication in the Networked Environment', Robin P. Peek et al. (eds) [1996] "Scholarly Publishing - The Electronic Frontier", MIT Press, p277-298
- ・LaPorte, Ronald E. and Bernard Hibbitts [1997] 'Rights, Wrongs and Journals in the Age of Cyberspace', <http://www.pitt.edu/~debaaron/papers/beatles.html>.

(注) 参考論文

- ・名和小太郎[1994]「学術的情報と著作権制度の調和と不調和」, CICSJ Bulletin, v12, n3, p2-6
- ・名和小太郎[1997b]「学術情報の電子化と著作権」, コピーライト, n440, p2-12
- ・名和小太郎[1999]「電子的環境における学術情報と著作権制度」, 学術情報センター紀要, n11, p59-73 (改訂版を名和小太郎[2000]『変わりゆく情報基盤』, p272-298, 関西大学出版部, 272-298 に収録)